

繰出率一覧表

区分	公営企業災害復旧事業費							
	国庫補助負担基本額(A)				単独事業(D)			
	国庫補助負担率(B)	一般会計繰出		公営企業負担率	一般会計繰出		公営企業負担率	
第1の3(1)ア(ア)の率(C)		第1の3(1)ア(イ)の率(A-B-C)×1/2	第1の3(1)イ(ア)の率(E)		第1の3(1)イ(イ)の率(D-E)×1/2			
上水道事業	施設: x (8/10~特別財政援助法の率)	(1-x)の1/10	(1-x)の4.5/10	(1-x)の4.5/10	1/10	4.5/10	4.5/10	
	給水管(配水管から止水栓まで): 1/2	0.5/10	2.25/10	2.25/10	1/10	4.5/10	4.5/10	
簡易水道事業	施設: x (8/10~特別財政援助法の率)	(1-x)の55/100	(1-x)の22.5/100	(1-x)の22.5/100	55/100	22.5/100	22.5/100	
	給水管(配水管から止水栓まで): 1/2	27.5/100	11.25/100	11.25/100	55/100	22.5/100	22.5/100	
工業用水道事業	x (8/10~特別財政援助法の率)	—	(1-x)の1/2	(1-x)の1/2	—	1/2	1/2	
下水道事業	公共下水道 (激甚法の率)	合流式	(1-y)の6/10	(1-y)の2/10	(1-y)の2/10	6/10	2/10	
		分流式 (※1)	25人未満	(1-y)の7/10	(1-y)の1.5/10	(1-y)の1.5/10	7/10	1.5/10
			25人以上~50人未満	(1-y)の6/10	(1-y)の2/10	(1-y)の2/10	6/10	2/10
			50人以上~75人未満	(1-y)の5/10	(1-y)の2.5/10	(1-y)の2.5/10	5/10	2.5/10
			75人以上~100人未満	(1-y)の4/10	(1-y)の3/10	(1-y)の3/10	4/10	3/10
	100人以上	(1-y)の3/10	(1-y)の3.5/10	(1-y)の3.5/10	3/10	3.5/10		
公共下水道以外 x (8/10~) (特別財政援助法の率)	(1-x)の7/10	(1-x)の1.5/10	(1-x)の1.5/10	7/10	1.5/10	1.5/10		
ガス事業	1/2	—	1/4	1/4	—	1/2	1/2	
病院事業	2/3	1/6	0.5/6	0.5/6	1/2	1/4	1/4	
介護サービス事業	老人デイサービス・老人短期入所施設 2/3	—	1/6	1/6	—	1/2	1/2	
	上記施設以外 1/2	—	1/4	1/4				
港湾整備事業 (※2)	1/2	—	1/4	1/4	—	1/2	1/2	
市場事業 (※3)	中央 2/3	1/6	0.5/6	0.5/6	1/2	1/4	1/4	
	地方 1/2	1/4	0.5/4	0.5/4				
一般交通事業 (※4)	—	—	—	—	—	1/2	1/2	

(※1) 処理区域内人口密度(人/ha)に応じて取扱いが異なる。

(※2) 国庫補助対象となるのは、荷役機械及び上屋のみ。

(※3) と畜場を含む。中央卸売市場と併設のため、取扱いはこれに準ずる。

(※4) 都市高速鉄道については今後検討。

- ・ 本事務連絡第1の3(1)ウに基づき、企業負担が収益に対し一定程度を越える場合については一般会計繰出(第1の3(1)ア(イ)の率)を拡充。
- ・ 一般会計繰出が拡充された場合は、相応分が公営企業負担から減少。